



I. 中部事務所の活動状況

1. 概況

令和3年度第1四半期では、テレワークにより業務を進めるとともに、オンライン・Webにより従来交流のなかった方々との接点をつくりました。

5月、新型コロナウイルス感染症に関連して、愛知県に「緊急事態宣言」が、岐阜県、三重県、石川県には「まん延防止等重点措置」が適用されました。

こうした中、中部事務所では、出勤者数の7割削減に取り組みました。相談体制に万全を期した上で、テレワークによって、事業者からの事情聴取の準備、企業結合に関する届出への対応、事務所ウェブページの点検・改装、事務所の業務管理等に当たりました。

同時に、関係者の協力を得て、所管法律の内容や事務所の業務を広くお伝えするよう取り組みました。例えば、オンライン方式により、名古屋税理士会で約590名の税理士に対して下請法の説明を行いました。国の地方支分部局や地方公共団体向けの「官製談合防止法研修会」では、最大1000名のオンライン受講が可能になっています。大学の学部に応じた「消費生活講座」は、国民生活センターのウェブ情報誌で消費者教育実践事例として取り上げられました。

また、事業者向けの「公正取引委員会よろず相談室」（石川・富山県で定期開催）に関連して、事務所からURL（Webページの住所）を送付し、県庁や市役所を含め27の団体でWebサイトやメールマガジン等を通じて周知していただきました。そして、こうした「情報を届ける経路」を念頭に置き、連載シリーズ「下請法 知っておきたい豆情報」の中部地区での配信を始めています。

広聴活動としては、6月、公正取引委員会事務総長の主宰によりオンライン方式で中部地区意見聴取会を開催しました。5名の独占禁止政策協力委員から、競争政策に関する御意見等をお伺いしました。